

様式第1号（第3条関係）

令和7年1月5日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町議会議員 山田 均

### 文書質問書

京丹波町議会文書質問取扱要綱 第3条第3項の規定により、下記のとおり質問します。

#### 記

質問事項	質問の具体的な内容	回答の相手
1 株式会社京都環境保全公社の最終処分場に埋め立てられたダイオキシンが基準値を超えたことをネットニュースで報道したことについて	(1) 株式会社京都環境保全公社の最終処分場である京丹波町猪鼻の埋め立て地に、法で定める基準値を超えるダイオキシンが埋め立て処分をされていたことは事実であるのか。 (2) 京丹波町は、いつ、誰から報告を受けたのか。 (3) 法で定められた基準値を超えるダイオキシンが埋め立て処分をされていたことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）に違反しており重大問題であるが、町長としての見解と京丹波町としてどのような対応をされたのか。 (4) 地元猪鼻区民への報告はされたのか。当事者である株式会社京都環境保全公社の代表取締役が説明すべきと考えるが、誰が報告をしたのか。 (5) 株式会社京都環境保全公社が法律に違反して埋め立て処分をしていたことは、地域住民の信頼を大きく裏切る行為であり、基準値を超えるダイオキシンを撤去して再処理をすべきと考えるが、町長の見解を伺う。	町長 町長 町長 町長 町長

	(6) 株式会社京都環境保全公社が法律に違反して基準値を超えるダイオキシンを埋め立てていたことは、重大な事案であると考える。議会に対して報告をされていなければなぜか。	町 長
	(7) 最終処分場に基準値を超えるダイオキシンの埋め立て処分をされたのは何回で、埋め立て総量は何トンか。	町 長
	(8) 株式会社京都環境保全公社が法律に違反して基準値を超えるダイオキシンを埋め立て処分をしていた事實を、町民にどう報告するのか。	町 長